

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和8年4月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500148 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2600001 号

第 1 結論

昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで

時期ははっきりとは覚えていないが、A町か国（厚生省（当時））から封書が届き、20 歳から年金の支払義務があることを初めて知ったので、昭和 64 年（平成元年）頃、A町役場で国民年金の加入手続を行い、出納課の窓口で未納となっていた 2 年分の保険料をまとめて支払った。年金の記録では請求期間が未納とされているので、調査の上、納付済みの記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A町役場で国民年金の加入手続を行い、未納となっている 2 年分の保険料を出納課の窓口でまとめて納付したと主張している。

しかしながら、A町の請求者に係る国民年金被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び同町の回答から、請求者の資格取得年月日を昭和 62 年 4 月 1 日とする国民年金への加入手続は平成 3 年 4 月 26 日に行われたと認められるところ、当該被保険者名簿によると、請求者は、平成元年 4 月から平成 3 年 3 月までの 2 年分の国民年金保険料を平成 3 年 5 月 10 日から平成 4 年 2 月 14 日までの期間において、複数回にわたり分割して過年度納付していることが確認できるものの、請求期間については未納と記載されている。

また、改製原戸籍の附票によると、請求者は、請求期間を含む昭和 58 年から平成 21 年まで継続してA町に住民登録があったことが確認でき、同町が請求者に複数の記号番号を払い出すことは考え難い上、上記の被保険者名簿の記録はオンライン記録とも一致している。

さらに、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、現在、基礎年金番号として管理されている記号番号（*）

以外に、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、平成3年4月の加入手続時点においては、請求期間に係る国民年金保険料のうち、昭和62年4月から平成元年2月までの保険料は、納期限から2年を経過し保険料の徴収権が時効により消滅しているため納付することができず、平成元年3月の保険料についても、過年度保険料であるためA町役場の出納課の窓口では納付することはできない。

なお、最初の納付年月日（平成3年5月10日）時点において、請求期間の保険料すべてが時効により納付することができないため、時効が成立する前で納付可能な期間である平成元年4月以降の保険料を納付したものと考えられる。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。